

令和4年度

江ノ口連携協議会（愛称：江ノ口plus）

総会

議案書

日時：令和4年6月6日（月）18：30～

場所：江ノ口小学校2階図書室

令和4年度江ノ口連携協議会（江ノ口plus）
総会次第

1. 開会

2. 開会挨拶

3. 自己紹介

4. 議長選出

5. 議事

第1号議案 令和3年度活動報告

第2号議案 令和3年度収支決算報告・監査報告

第3号議案 令和4年度事業計画（案）・収支予算（案）について

第4号議案 役員改選・その他

6. 議長退任

7. 閉会挨拶

8. 閉会

第1号議案 令和3年度活動報告

令和3年度「高知市地域内連携協議会運営費補助金」

事業成果報告書

実施団体		江ノ口連携協議会
年/月	運営事業	内容
令和3年/5	役員会	令和2年度事業及び決算(案)・令和3年度事業及び予算(案)作成
6	総会	令和2年度事業及び決算・令和3年度事業及び予算承認
11	防災訓練	江ノ口校区防災連合会・小学校・事務局など50名参加
令和4年/1	打ち合わせ	高橋会長体調不良のため副会長・会計・事務局長で会長代行(案)を検討
1	役員会	近藤副会長の会長代行承認、規則の一部改正、次期会長(案)

令和3年度「高知市地域内連携協議会活動費補助金」

事業成果報告書

実施団体		江ノ口連携協議会
年/月	運営事業	内容
令和3年/11	防災訓練・学習	江ノ口校区防災連合会・小学校・地区民・事務局など
令和4年/1	防災学習	校長先生に避難所の運営について質問、南海地震について学習、その他
1	防災学習	成果の作文、作画
3	防災学習	成果のまとめ、冊子を作成

事務局活動報告

年/月/日	内容	
令3/06/01	令和3年度総会案内発送	
06/18	令和3年度総会	
07/27	ホームページ「江ノ口plus」を作成開始	URL: enokuchirenkei11.com
08/23	運営・活動事業費申請	
11/28	校区防災連合会・小学校・連携協議会・地域民：防災訓練	
令4/01/07	副会長、会計、事務局長打ち合わせ	
01/10	役員会案内	
02/18	役員会（近藤副会長の会長代行承認、規則の一部改正案了承）	
03/10	「守ろう！僕らの命！！～南海地震に備えよう」をホームページにアップ	
03/14	各防災会・組織へ冊子の郵送・回覧依頼	
03/25	運営・活動事業結果の報告	
03/29	令和4年度総会資料の作成	

第2号議案 令和3年度決算報告・監査報告

令和3年度「高知市地域内連携協議会運営費補助金」

収支一覧表

実施団体：江ノ口連携協議会

【収支一覧】 (単位：円)

年/ 月/日	項目	収入	支出			残高	備考	領収証 番号
			税込み 単価	数量	税込み 金額			
2021/ 8/30	高知市交付交付決定日	50,000				50,000		
12/25	消耗品費		6,583	1	6,583	43,417	インクカートリッジ USB	1
2022/ 3/10	印刷製本費		8,840	1式	8,840	34,577	資料コピー	2
3/10	消耗品費		162	10	1,620	32,957	保存袋角2	3
3/17	通信費		4,340	1式	4,340	28,617	郵送費	4
3/22	手数料		9,900	1式	9,900	18,717	手数料	5
		収入合計 50,000	支出合計 31,283					
補助金概算払額			50,000					
一補助金交付決定額			31,283					
			18,717				(高知市へ返還)	

令和3年度「高知市地域内連携協議会活動費補助金」

収支一覧表

実施団体：江ノ口連携協議会

【収支一覧】 (単位：円)

年/ 月/日	項目	収入	支出			残高	備考	領収証 番号
			税込み 単価	数量	税込み 金額			
2021/ 8/30	高知市交付決定通知日	20,000				20,000		
2022/ 1/24	消耗品費		4,653	1式	4,653	15,347	白シート 罫線入り	1
1/28	消耗品費		11,363	1	11,363	3,984	インクカート リッジ	2
3/3	高知市変更等承認通知日	40,000				43,984		
3/10	印刷製本費		125	320	40,000	3,984	作画コピー	3
		収入合計 60,000	支出合計 56,016					
補助金概算払額			60,000					
一補助金交付決定額			56,016					
			3,984				(高知市へ返還)	

令和3年度監査報告書

令和3年度の江ノ口連携協議会運営費及び活動費の収支決算の内容について、収支計算書、領収証等関係書類を監査した結果、適正に執行されていると認められるので、ここに報告いたします。

令和4年4月8日

監事 小月隆幸 

監事 澁谷三鶴 

第3号議案

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金

事業計画書

実施団体: 江ノ口連携協議会

事業	事業概要	事業の実施時期等	備考
現地域の現状学習(仮題)のごみ収集の	①事業の目的: 地域における可燃ごみ・不燃ごみ収集の実態を知る。	①実施時期 11月1日～ 11月30日	・主催団体: 江ノ口小学校
	②事業の内容: ごみ収集日の把握、収集場所、整理等の踏査・アンケート	②実施場所 江ノ口小学校	・共催団体: 江ノ口連携協議会
	③期待される効果: 地域のごみ処理の実態を知る。環境問題を考える	③参加人数 40人	・後援・協力団体: 江ノ口地区町内会連合会 江ノ口青小協・学校運営協議会・江ノ口交通安全会議・江ノ口小学校PTA

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金

収支予算書

実施団体: 江ノ口連携協議会

収入の部			(単位:円)
項目	予算額	内 訳	
高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金	160,000		
自己資金	0		
合計	160,000		

支出の部			(単位:円)
事業	項目	予算額	内 訳
地域のごみ収集の現状学習(仮題)	謝礼金等	20,000	講師・アドバイザーへの謝礼金等
	旅費・交通費	20,000	講師・アドバイザーへの実費等
	調査費	10,000	踏査・アンケート等
	印刷製本費	50,000	資料・成果等の印刷費
	手数料	10,000	文書作成・資料整理等
	小計	110,000	
協議会の運営事業	消耗品費	30,000	コピー用紙1000枚、インクセット1 お茶代等
	通信費	20,000	切手120円40枚、往復ハガキ126円40枚 HP ドメイン代等
	小計	50,000	
合計	160,000		

4号議案				
令和4・5年度地域連携協議会(江ノ口PLUS)役員名簿(案)				
役職	名前	住所	電話	備考
会長	門田 浩人	洞ヶ島町7-11	090-1575-7296	江ノ口小学校学校運営協議会会長 江ノ口社会福祉協議会青少年部部长
副会長	梅原 美佐	新本町1丁目8-12	088-875-8215	江ノ口小学校校長
副会長	矢間 慎一	秦南町2丁目7-14		江ノ口地区人権啓発推進委員会会長
副会長	安部 悠	新本町1丁目10-9		江ノ口小学校PTA会長
副会長	岡村 康良	中水道5-29		江ノ口暴力追放推進協議会会長 江ノ口小学校学校運営協議会委員
事務局長	松田 誠祐	中水道7-23	090-5146-1381	江ノ口地区公民館館長
会計	川上 直人	新本町1丁目8-12	088-875-8215	江ノ口小学校教頭
監事	渋谷 三鶴	中水道8-7		江ノ口暴力追放推進協議会会計
監事	小角 隆幸	洞ヶ島町5-3		安楽寺住職 洞ヶ島町内会会長
理事	賀田 義幸	中水道11-13		江ノ口地区町内会連合会会長
理事	森田 英稔	和泉町9-5		江ノ口青少年育成協議会会長 江ノ口小学校学校運営協議会副会長
理事	谷村 佳世	愛宕山南町9-12		江ノ口小学校学校運営協議会委員
理事	岡部 千恵子	大川筋2丁目8-5		江ノ口交通安全会議会長
理事	小野川 岳仁	和泉町1-19		江ノ口体育会会長 江ノ口小学校学校運営協議会委員
理事	山崎 一則	中水道8-39		江ノ口小学校区防災連合会副会長
理事	牛窓 雄太	新本町1丁目11-20		江ノ口小学校PTA副会長
理事	野村 貞夫	愛宕町3丁目8-11		愛宕幼稚園園長 江ノ口小学校学校運営協議会委員
理事	刈谷 緑	中水道9-24		江ノ口保育園園長 江ノ口小学校学校運営協議会委員
理事	竹内 和子	新本町1丁目7-25		高知みそのマリア園園長
理事	畠山 和香	新本町1丁目7-30		高知みその天使園園長
理事	嶋本 あけみ	愛宕町2丁目10-31		江ノ口青少年育成協議会推進指導員 江ノ口体育会副会長
理事	小野 大典	愛宕町2-17-11	088-822-2210	愛宕商店街振興組代表理事 江ノ口小学校学校運営協議会委員

江ノ口連携協議会会則（改正案）

（名称）

第1条 この会は、江ノ口連携協議会（愛称江ノ口plus）（以下「協議会」という。）と称する。

（活動地域及び事務所）

第2条 協議会の活動の対象とする区域は、おおむね高知市立江ノ口小学校の区域（以下「地域」という。）とする。

2 協議会の事務所は、会長宅に置く。

（目的）

第3条 協議会は、地域が築き上げてきた住民同士の助け合い・支え合いを継続させるとともに、互いに地域の情報を共有し、連携・協力して地域課題の解決等に向けて取り組み、地域個性を活かした住みよい豊かな地域づくりを目指すことを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、必要な事業を行う。ただし、特定の個人又は団体の利益を目的とした活動、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

（会員）

第5条 協議会の会員は、個人会員及び団体会員とし、自主的にこの会に参加を希望するもののうち、協議会が認める者とする。

（役員）

第6条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

（理事）

第7条 協議会に理事を置く。

- 理事は地域の各種団体の代表者または役員とする。
- 理事は若干名とする。

（役員及び理事の選任）

第8条 役員及び理事は、総会において、会員の中から選任する。

（役員及び理事の職務）

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 理事は、協議会の会務に参画するとともに、事業の推進を担う。
- 事務局長は、協議会の事務を処理する。
- 会計は、協議会の会計事務を行う。
- 監事は、協議会の会計及び資産の状況並びに業務の執行状況の監査を行う。

（役員及び理事の任期）

第10条 役員及び理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 会長を除く役員及び理事に欠員が生じたときは、第7条の規定にかかわらず、役員会の承認を得て会長が選任することができる。
- 欠員により選任された役員及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第11条 協議会は、総会の承認のもと、顧問を置くことができる。

（会議）

第12条 協議会の会議は、総会、理事会、役員会及び専門部会とし、総会は全会員、理事会は役員及び理事で構成し、会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会）

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、役員会において

議決があったときに開催する。

- 2 総会は、会長が召集し、議長は、会長又は会長が指名するものがあたる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定に関する事。
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認に関する事。
 - (3) 役員を選任に関する事。
 - (4) 会則その他規程の制定及び改廃に関する事。
 - (5) その他協議会の重要な事項に関する事。

(総会の書面表決等)

- 第14条 やむを得ない理由のため出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第12条及び13条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(理事会)

- 第15条 理事会は、役員及び理事をもって構成し、会長が召集し、議長には、会長又は会長が指名するものがあたる。
- 2 理事会は、総会を開催する場合を除き、事業を推進するために必要な事項その他協議会に関する事について協議する。

(役員会)

- 第16条 役員会は、役員をもって構成する。
- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき又は役員数の2分の1以上の者から召集の請求があったときに、会長が召集し、議長には、会長があたる。
 - 3 役員会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会及び理事会に付議すべき事項に関する事。
 - (2) 総会及び理事会の議決した事項の執行に関する事。
 - (3) 総会及び理事会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会及び理事会機能を代行する事。
 - (4) その他総会及び理事会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(専門部会)

- 第17条 協議会は、事業を円滑に行うため、専門部会を置くことができる。

(会計)

- 第18条 協議会の経費は、会費、事業収入、賛助金、寄付金、補助金その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その収支決算は、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(事務局)

- 第19条 協議会の事務を処理するため、事務局に事務局員を置くことができる。

(雑則)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附則

- 1 この会則(規約)は、令和2年10月19日から施行する。
- 2 この会則は令和4年6月6日から改正する
- 3 設立総会において選出された役員第9条の規定による任期については、設立総会後の最初の総会の日を起算日とする。
- 4 協議会の最初の会計年度は、設立の日から令和3年3月31日までとする。